

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月3日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	星	川	博	文

別紙

定例監査の結果に関する報告

- 1 監査の対象部署
福祉部 地域福祉課
障害福祉課
- 2 監査の範囲
令和6年4月1日～令和8年1月8日
- 3 監査の実施期間
令和7年9月30日～令和8年1月8日
- 4 監査の方法
監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
監査の項目としては、以下のとおりである。
 - (1) 重点項目
ア 準公金の取扱事務について
 - (2) 一般項目
ア 契約に関する事務について
イ 財産の管理に関する事務について
ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について
エ 公金の取扱事務について
オ 組織に関する事務について
カ 人事に関する事務について
キ 庶務に関する事務について
- 5 監査の実施場所
豊川市役所監査委員室
- 6 監査の結果
監査の結果は、次のとおりである。なお、軽微な注意事項については、口頭で指導を行ったので記述は省略した。

【地域福祉課】

- (1) 総括
監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、次の点に留意が必要である。

(2) 意見

豊川保護区保護司会、更生保護女性会及び遺族連合会の会計は、それぞれ一般会計と特別会計に分けて経理を行っているが、その区分に明確な取り決めがないため明瞭かつ合理的な会計処理とは言い難い。そのため、事務局として、各団体の会計区分の明確な基準や規則等を設けるか、又は一般会計の一本化を図るかなどの確な指導をしていただきたい。

【障害福祉課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。